

加 盟 団 体 規 定

(目的)

第1条 この規定は、定款第39条の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体の種類、名称)

第2条 各加盟団体の種類及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 広域団体
「(広域名称)ボールルームダンス連盟」(略称 JBDF広域名称)
- (2) 都府県団体
「(都府県名)ボールルームダンス連盟」(略称 JBDF都府県名)
- (3) 技術団体その他の団体
「技術団体等団体名」(略称 JBDF技術団体名)
- (4) その他の団体
「その他の団体名」(略称 JBDFその他の団体名)

(加盟団体の要件)

第3条 加盟団体は、定款第38条第2項第1号に定める本法人の正会員により構成されていることのほか、次に掲げる事項を充たすものでなければならない。

- (1) 本法人の趣旨、目的に従い、本法人の事業に協力できる組織であること。
- (2) 役員、組織等団体の運営について定めた規約が存すること。
- (3) 団体としての活動が民主的かつ合理的な組織であること。
- (4) 事業報告及び収支決算が明瞭に行われていること。

(入会)

第4条 加盟団体として入会しようとする者は、別に定めるところにより、必要な入会手続をしたうえ、理事会の承認を受けなければならない。

ただし、定款第37条第4項により、本法人の公益財団法人登記の日において、加盟団体とみなされる団体については、この限りでない。

(権利及び義務)

第5条 加盟団体は、本法人の事業に参加し、本法人の規定に定める各種の権利を行使することができる。

- 2 加盟団体は、本法人の定款その他の諸規定を遵守し、本法人の事業に協力する。
- 3 加盟団体は、別に定めるところにより会費その他の経費を負担する。

(加盟団体の職責)

第6条 北海道広域加盟団体及び都府県加盟団体は、当該地域のプロ・ダンス・インストラクター協会、地域協会及びアスリート協会の業務を所管するものとする。

(退会、除名)

第7条 理事会は、加盟団体が理事会の承認を受けて退会することができる。

- 2 理事会は、加盟団体が理事会の議決に反した行動を行ったり、利害相反する団体や組織に加盟又は所属した場合理事会の議決により除名することができる。

(法人の指導、監督等)

第8条 本法人は、本法人の目的を適切に実現し、かつ、事業を円滑に進め、さらに会員

の権利を擁護するため必要と認めるときは、加盟団体に対し、指導、監督、助言し及び是正措置（以下、「指導等」という）を求めることができる。

- 2 加盟団体は、本法人から指導等を受けたときは、これを遵守しなければならない。
- 3 本法人が、第1項の是正措置を行う場合には、あらかじめ業務執行理事会の承認を得た上、直近の理事会においてその顛末を報告しなければならない。

（加盟団体連絡会）

第9条 広域団体、都府県団体、技術団体及びその他の団体は、各団体に所属するすべての加盟団体をもって、それぞれ連絡会を構成する。

- 2 連絡会は、各団体から選出された各1名の代表委員をもって運営される。
- 3 加盟団体連絡会の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

（細則）

第10条 この規定に定めることのほか、加盟団体に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1. この規定は、平成26年4月1日（公益法人登記の日）から施行する。
2. この規定は、平成26年11月17日（第2条、第7条改正）から施行する。